

# 保全地域の活用のでびき

平成27年12月1日  
東京都多摩環境事務所

## はじめに

---

東京都は、都内に残された貴重な自然を守り、次世代に伝えていくために、東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「自然保護条例」という。）に基づき、保全地域を指定しています。昭和49年の野火止用水歴史環境保全地域の指定に始まり、これまでに計50地域、合計758ヘクタールに及ぶ良好な自然地を保全地域に指定してきました。

平成13年4月に自然保護条例が改正され、これまで規定されていなかった「保全地域の活用」が明記されました。この改正により、自然環境を損なわない限りにおいて、ボランティア活動や環境学習の場として保全地域を都民の方々に活用していただけることになりました。しかし、その方法を誤ると、かけがえのない自然環境を失うことになります。

そこで、保全地域内で行なわれる活動が、自然の維持回復に役立ち、そして安全・円滑に行われるように、一連の手続き等をまとめたものが本書です。保全地域でボランティア活動等を行う折には、熟読の上、所定の手続きを行ってください。

# I 保全地域制度について

## 1. 保全地域とは

- \* 保全地域は、緑の減少が著しい東京にあって、その土地本来の自然が守られ、育つ場です。生息場所が限られ貴重となった野生動植物の種の保存の場でもあります。
- \* 保全地域は、身近な自然に親しむ場として、自然を損なわない範囲での活用が可能です。緑地保全、調査研究、自然体験、自然観察など、豊かな自然を生かした様々な活動ができる緑の財産です。
- \* 保全地域は、人が利用するための自然ではなく、自然そのものがいきいきと生育することを第一目的とします。このことは、たとえ保全地域が市街地にあって、公園とは違う点なのです。

## 2. 保全地域の制度

### (1) 保全地域の種類

保全地域の種類には、自然保護条例第17条により、次の5種類が定められています。

1. 自然環境保全地域
2. 森林環境保全地域
3. 里山保全地域
4. 歴史環境保全地域
5. 緑地保全地域

### (2) 保全地域の場所

都内には現在、50の保全地域が指定されています。

3地域（立川崖線緑地保全地域、国分寺崖線緑地保全地域、玉川上水歴史環境保全地域）については、自然環境部緑環境課で所管し、その他47の保全地域は多摩環境事務所自然環境課で所管しています。

⇒ 保全地域の指定状況：資料1参照

### (3) 行為の規制

保全地域に指定されると、建築物の新築、土地の改変、木竹の伐採など開発に関わる行為が厳しく制限されます。このため、保全地域に指定されれば将来にわたって自然地として維持されていくこととなります。

### (4) 保全計画と管理計画

保全地域における自然の保護と回復のための方針、規制等に関する計画として、自然保護条例に基づいて各保全地域に「保全計画」が定められています。また、現場に即した詳細な管理手法や保全と活用の両立等に関することなどを記した「管理計画」を作成しています。

東京都は保全計画・管理計画に基づいて植生管理等の作業を行っており、一部は地元市に委託をしています。

### (5) 土地所有のしくみ

保全地域は地域性の緑地保全制度（土地の取得を指定の条件としない制度）であり、地域内には民有地も多く含まれています。

保全地域に指定されると、様々な行為について規制されることになるため、このような土地利

用制限の代償として、土地所有者から土地の買入れの申出があった場合には、都が買入れることになっています。

このようなしくみから、時の経過とともに徐々に公有地が増えていきます。また、土地の所有者毎に買い取りが行われるために、保全地域内には公有地と私有地がモザイク状に入り組んでいくこととなります。

また、私有地であっても、保全事業に必要な土地については、所有者から無償で土地を借りて（無償使用貸借契約）管理を行っています。

## II 保全地域の活用の考え方

### 1. 保全地域を活用する上での大原則

保全地域の活用は、その活用が保全につながるものでなければなりません。保全地域を活用したいと思う方々や団体には、次世代に良好な自然環境を継承するために、自発意志と自己責任の下で、自然環境の保全育成に貢献していくことが求められています。

### 2. 保全地域における活用の種類

東京都は、保全地域における適切な活用を実現するため、活用形態を次の3種類に分けています。

#### (ア) 緑地保全

良好な自然環境を保全するために、樹林地の除草刈り、枝払い、枯損木伐採などの作業を継続的に行う活動

#### (イ) 調査研究

保全地域に生息する生物や自然環境等の調査や研究を行う活動で、研究結果が保全地域の自然環境の向上に役立つもの

#### (ウ) 自然体験

保全地域で行う学校教育や社会教育、又は団体で行なう自然観察やウォーキング、普及啓発イベント、単発的な作業などの自然体験活動

### 3. 活動場所

東京都は、活用が可能な保全地域をその活動内容ごとに定めており、詳細は資料3のとおりです。

条例上、保全地域の活用は、都の管理地においてのみ規定されています。しかし、保全地域には、都の管理地（公有地あるいは都による借地）と私有地が混在しているために、活動を希望する場所の管理状況を十分に配慮する必要があります。

私有地で活動する場合、都は関与しません。当然のことながら個別に所有者の承諾が必要となります。私有地で活動する場合でも、できる限り保全計画に合致するような活動をお願いします。私有地での活動について都への手続きの義務はありませんが、保全計画を実現していくため、できる限り都の管理地と同様な手続きをお願いします。なお、活動の承諾を得るための所有者との連絡調整は申請者が行なってください。

### Ⅲ 保全地域の活用に必要な手続き

#### 1. 緑地保全の手続き

##### (1) 活動を始める前に

ア) 緑地保全活動を希望する場合は、概ね10人以上のグループをつくった上で、代表者を決めて下さい。活動場所や内容などについて、保全計画に照合して事前相談を行います。

イ) 相談後、内容が決まったら次の書類を提出してください。

- ・ 緑地保全活動申請書 ⇒資料3
- ・ 緑地保全年間活動計画書 ⇒資料3
- ・ 活動区域を示した地図
- ・ 安全対策計画書
- ・ 会（グループ）の規約
- ・ 会（グループ）の構成員
- ・ ボランティア保険加入証の写し

書類受付後、内容を精査した上で「緑地保全活動承認書」をお渡しします。

ウ) 活動を継続するグループは、毎年手続きを行ってください。ただし、会（グループ）の規約は変更があった場合のみ提出してください。

##### (2) 活動報告の提出

ア) 緑地保全を行ったグループは、年間を通じて活動した場合は年度末に、それ以外は最後に活動を行った月の翌月までに、次の書類を提出してください。

- ・ 緑地保全活動実績報告書 ⇒資料3
- ・ 緑地保全活動年間実績 ⇒資料3

イ) 活動を継続するグループは、毎年手続きを行ってください。

##### (3) 調整事項その他

ア) 活動開始に際し、活動地にかかわる市への連絡は東京都が行います。

イ) 活動内容が承認した活動計画を逸脱した場合は、活動の継続をお断りすることがあります。

ウ) 緑地保全活動の承認は、ボランティア個人に対して行うものではありません。従って、活動の承認を受けた会（グループ）に属している方であっても、計画書に記載のない日（活動日以外）に行った個人の活動については、会（グループ）の活動とはみなしません。

#### 2. 調査研究の手続き

##### (1) 調査を始める前に

ア) 保全地域をフィールドとして調査や研究を行う際には、調査場所や内容などについてお知らせください。保全計画に照合して事前相談を行います。

イ) 相談後、内容が決まったら次の書類を提出して下さい。

- ・ 調査研究承認申請書 ⇒資料3
- ・ 調査研究計画書 ⇒資料3

書類受付後、内容を精査した上「調査研究承認書」をお渡しします。

## (2) 調査研究報告の提出

ア) 承認を受けた調査研究が終了した際は、速やかに「調査研究報告書」を提出してください。  
⇒資料3

イ) 活動を継続する場合は、毎年手続きを行ってください。

## (3) 調整事項その他

ア) 調査研究の結果の公表、著作等への活用については、事前に東京都へご相談ください。

イ) 申請者の他に現地調査者がいる場合には、調査計画書に所属や名前を記載してください。

## 3. 自然体験の手続き

### (1) 自然体験計画書の提出

学校教育や社会教育（教育等）、団体で行なう自然観察やウォーキング、普及啓発イベント、体験活動等において保全地域を活用する際には、事前に代表者が「自然体験計画書」を提出してください。書類を受け、活動内容を確認した後、その旨を代表者へご連絡します。個別に注意事項等があれば活用内容に条件を付けることもあります。

緑地保全活動団体が自然体験活動を行うにあたっては、年間活動計画に記載済のものについては、自然体験計画書を提出してもらう必要はありません。緑地保全活動団体が共催する場合も同様です。他団体等が主催し、緑地保全活動団体が参加するような自然体験活動については、主催者側から自然体験計画書を提出してもらいます。

⇒ 自然体験計画書：資料3

## 4. 安全対策

### (1) 保険への加入

善意の社会貢献活動も、時と場合によっては、思わぬ事故に巻き込まれないとも限りません。緑地保全活動や自然体験のリーダーを行なう場合には、活動者御自身のケガや、様々な法律上の賠償責任を負う場合への備えが必要です。保全地域で安心して活動していただくために、「傷害保険」と「賠償責任保険」がセットになった「ボランティア保険」等に必ずご加入下さい。（必須要件）

(例) 保険加入問い合わせ先

東京都社会福祉協議会 〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1  
TEL 03-3268-7171 FAX 03-3268-7433

### (2) 緊急時への備え

活動を実施する前には、次の点に留意した緊急対応の方法を书面化して配布するなどして、事前準備を万全にして下さい。

- \* ガケ地や車両交通等の危険な場所の事前確認と、進入防止対策
- \* ヘビ、ハチ、かぶれる植物等の危険生物への予見と防除対策や応急対策
- \* 緊急時の医療機関、消防、警察、家族への連絡体制
- \* 救急用品の準備

## 5. 活動団体等の相互間の調整

一つの保全地域に複数の活用希望や類似活動が重なる場合には、活動場所や時期、活動内容について、当事者間での調整が必要になります。

# IV 保全地域を活用するにあたっての注意

## 1. 保全地域管理の基本的考え方

保全地域の管理は、保全計画・管理計画に基づいて行なっています。従って、保全地域を活用する際にも、保全計画等に即した内容であることが重要です。

## 2. 保全と活用のあり方

保全地域の良好な自然環境を維持・向上させ、都民の財産として有効な活用をはかるために望ましい保全と活用の考え方は次のとおりです。

- その土地本来の自然※、動植物をいきいきと生育・生息させる。
- 地域の生態系ネットワークへ多くの種を供給できるような核となる自然地とする。
- 種の多様性を確保するため、できるだけ多様な自然が入り組んだ自然地とする。
- 都民が自然に親しみ、生命の豊かさ、素晴らしさ、大切さを感じとる場とする。
- 都民が愛着を持ち、地域のシンボルとして誇れる場とする。

※ その土地本来の自然とは、必ずしも自然植生だけでなく、雑木林のように長い間に定着した二次的自然も含まれます。

## 3. 活用にあたっての注意点

### (1) 緑地保全

緑地保全活動で行う下草刈りなどの植生管理については、保全計画に定められた目標植生へ近づけるための管理とします。

貴重種の保護を行う場合など、一般来訪者の立ち入り制限区域に入っている作業も予測されます。周囲の理解と協力を得るために、旗や腕章等で活動の広報を行ってください。

また、緑地保全活動が承認されても、承認を受けた個人に特別な権利が生じるわけではありません。一般来訪者の心ない行為などに対し、過度に指導・注意を行うことは、トラブルの原因となることがありますのでご注意ください。

また、保全計画等に位置づけられていないベンチ等の構造物を作ることは原則できません。

### (2) 調査研究

調査研究において実験的に草刈りなどを実施する際は、できるだけ保全計画等に沿って行うこととします。事前の調整をお願いします。

貴重種の調査を行う場合など、一般来訪者の立ち入り制限区域に入っている作業も予測されます。周囲の理解と協力を得るために、腕章などによる活動の広報を行ってください。調査区を設置する際は、調査実施中の旨を表示してください。調査区や調査機器を設置する際は、必ず所属・氏名や調査実施中の旨を表示してください。

研究のためにサンプリングを行う場合は、必ず事前に相談してください。貴重種のサンプリングは原則禁止ですが、種同定のためなどやむを得ない場合は、サンプリングの方法や数量等に条件をつけて可能になることもあります。

### (3) 自然体験

教育等で保全地域を活用する場合、引率者が責任を持って当日の活動を行ってください。動植物の採取は極力控え、写真やスケッチによる記録を心がけてください。また、参加者に樹木や昆虫等の感触を体験させるための行為は、自然に支障のないよう十分に配慮して行ってください。採取した昆虫等は観察の後、元の場所へ戻し、自然の大切さを伝えるようにしてください。

また、観察歩道以外の場所へむやみに入らないよう心がけてください。多くの人が樹林地内へ出入りすれば、踏圧により樹木や林床植物等の生育に悪影響を及ぼします。特に、大人数で観察会を行う場合は、自然に支障のないよう十分に配慮して行ってください。

### (4) 保全地域で行なえる行為

保全地域の活用として様々な活動は承認が必要となることがあります。巻末の資料5に、そのガイドラインを示しております。ご参照ください。

活用・活動承認のガイドライン ⇒資料5

一方、下記の例に示す行為は、お断りすることがありますので、御注意ください。

〈例〉

- ・競技オリエンテーリングやマラソン大会
- ・保全地域内の自転車（マウンテンバイク含む）の乗り入れ
- ・犬の放し飼い（綱つきでも通路以外の場所へ入れないでください）

## 資 料

- 資料—1 保全地域の指定状況（平成26年度末現在）
- 資料—2 保全地域等位置図
- 資料—3 保全地域の活用に関する管理運営要領
- 資料—4 保全地域における活用の受け入れについて（平成27年4月）
- 資料—5 活用・活動承認のガイドライン

### 問い合わせ先

環境局自然環境部緑環境課保全係  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
TEL 03-5388-3555 FAX 03-5388-1379

多摩環境事務所自然環境課保全係  
〒190-0022 立川市錦町4-6-3  
TEL 042-521-4804 FAX 042-522-9511